

(4)耐火基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
耐火基準等避難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり ※建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い	基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制

<主な検討事項と対応方針>

【1. 家庭的保育事業】

[家庭的保育事業における耐火基準について]

- ◆ 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。
- ◆ 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

【対応方針】

➢ 主として、家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討。

【2. 小規模保育事業】

〔小規模保育事業における耐火基準について〕

- ◆ 多様なスペースの活用を念頭に、例えば、保育室等を2階以上に設置する場合については、耐火建築物・準耐火建築物であることを求め、それ以外は建築基準法、消防法の一般規制等を踏まえることを基本として検討することで良いか。

※詳細については、各事業の実態を踏まえながら検討が必要。

※全体的に建築基準法・消防法の適用については、要検討

【対応方針】

- 建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として、各規制について整理する。
- これを前提に、小規模保育事業に対して特に求める事項として、保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求めるほか、A型、B型、C型を問わず、
 - ① 現行の保育所、家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具
 - ② 基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具
 - ③ 保育室等を2階以上に設置する場合には、保育所と同様に、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求める。
- また、避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえ、今後、準じて見直すこととする。

※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。

※国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

【 3. 事業所内保育事業】

[事業所内保育事業における耐火基準について]

- ◆ 事業所内保育事業に係る避難規制について、多様なスペースの活用を念頭に、どう考えていくか。
- ◆ 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。

※事業所内保育施設に対する国の助成要件が準拠している国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

【対応方針】

➢ 現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討。

【4. 居宅訪問型保育事業】

[居宅訪問型保育事業における耐火基準について]

- ◆ 相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、特段、規制を設けないこととしてはどうか。

【対応方針】

➢ 居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本とする。(その場合であっても、実際の訪問に当たっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。)

<対応方針概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
耐火 基準 等	<p>基本的には上乗せ 規制なし</p> <p>※更に検討</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※更に検討</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規 制(保育室等を2階以上に 設置する場合は耐火・準 耐火建築物)</p> <p>(注)追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり 等の乳幼児の転落事故 防止設備</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※更に検討</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規 制(保育室等を2階以上に 設置する場合は耐火・準 耐火建築物)</p> <p>(注)追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり 等の乳幼児の転落事故 防止設備</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※更に検討</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規 制(保育室等を2階以上に 設置する場合は耐火・準 耐火建築物)</p> <p>(注)追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり 等の乳幼児の転落事故 防止設備</p>	<p>小規模保育事業を 踏まえ、検討</p>	<p>—</p>

(5)連携施設等

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
連携施設	—	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—	—
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	—	—

<主な検討事項と対応方針>

【1. 家庭的保育事業】

〔家庭的保育事業における連携施設について〕

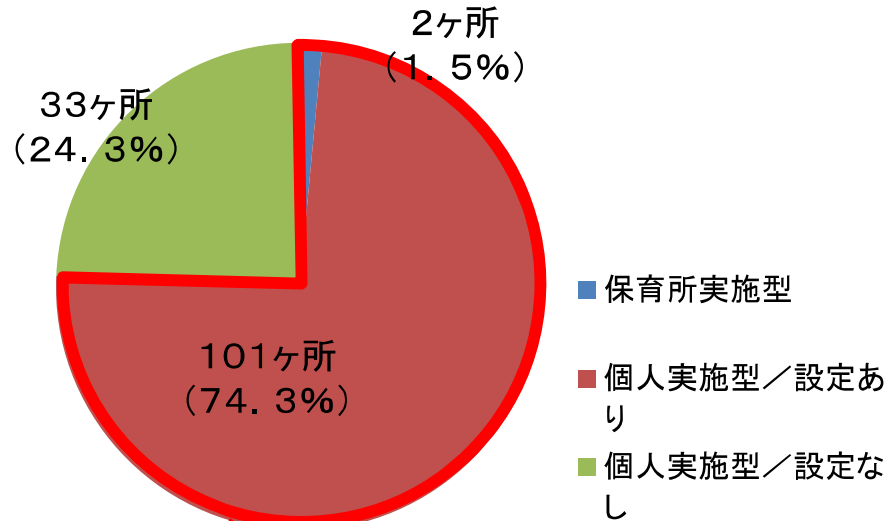
- ◆ 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。
- ◆ 小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。

【対応方針】

- 現行の家庭的保育事業においても、連携保育所の確保を推進しており、約75%が連携保育所を設定していることを踏まえ、連携施設の設定を求めることを基本とする。
- 連携施設にあっては、小規模保育事業と同様(後述)に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととする。
- その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設ける。

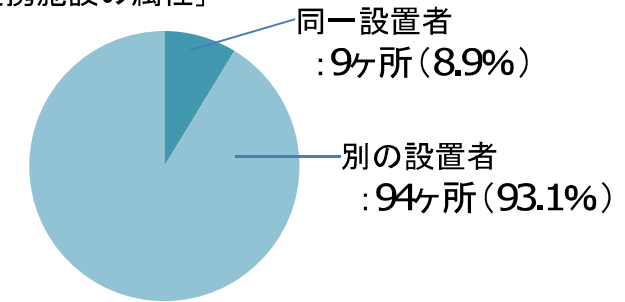
【参考・家庭的保育事業の連携保育所の設定状況等】

[家庭的保育事業の連携保育所の設定状況]



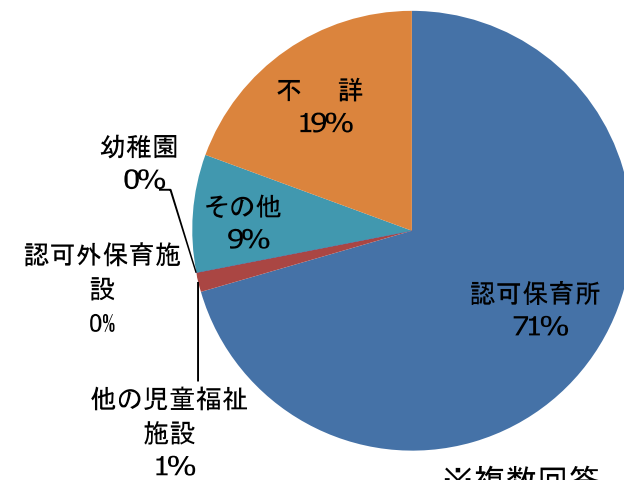
連携施設の設定ありの施設は約75%

[連携施設の属性]



※保育所実施型を除く

[連携施設の施設類型]



※複数回答

【2. 小規模保育事業】

〔小規模保育事業における連携施設について〕

- ◆ 嘱託医の支援を含め、認定こども園、保育所、幼稚園を連携施設として設けることとしてはどうか。
- ◆ 卒園後の受入先として連携施設を位置付けてはどうか。その際、透明性を確保した上で、
 - ・小規模保育事業を利用している子どもが3歳以降に安心して教育・保育を受けることが可能となるよう、受け皿の安定的な確保
 - ・小規模保育事業の定着といった視点が必要ではないか。
- ◆ その際、公立施設による連携を含め、市町村による積極的な調整を求めることとしてはどうか。

【対応方針】

＜連携施設の設定について＞

- 小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業に関しては、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない(特例措置)。
- その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとする(経過措置)。
- 経過措置の適用に当たっては、市町村においては、
 - ①保育内容の支援に関連して、例えば、連携可能な施設においてモデル的な取組を開始する、公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設による保育内容の支援を普及させることに資する措置
 - ②卒園後の受け皿に関連して、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置を講じることとする。

<市町村による調整について>

- 小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。

(調整例)

- ・私立施設があっせん、働きかけ(強制力は伴わない)
- ・公立施設による連携

※公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園の活用を含む。

<連携のあり方について>

- 小規模保育と教育・保育施設の連携については、主な連携方法である①保育内容の支援、②卒園後の受け皿ともに保育所又は幼稚園で対応するケースや、①は保育所、②は幼稚園となるケースもあり得ることから、必ずしも1:1の関係ではなく、1:複数、複数:1、複数:複数も認める。
- また、小規模保育と連携施設の関係においては、特に経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
 - ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
 - ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求める。

<連携施設に係る情報公表について>

- 協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、市町村のそれぞれにおいて、どことどこが連携関係にあるのか明示する(情報公表の対象事項)。
※卒園後の受け皿については、後述の通り。
- その他の場合においても、連携施設であることを明確にした上で、明示することを可能とする。

<連携施設との連携方法、内容、程度について>

①保育内容に関する支援について ※一覧は次ページ

〔集団保育の確保等について〕

- 小規模保育事業については、規模面への配慮、集団保育の実施等に対する支援が必要となることが考えられる。
- 特に3歳児に近い2歳児については、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくる。そのため、合同保育、行事参加、園庭開放など、保育内容に関する支援を受けることが考えられる。
- このほか、発達障害など、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、小規模保育事業における保育士による対応も可能であるが、連携施設においては、そのノウハウ等を活用し、連携先に対する助言・相談が可能である。

〔給食提供について〕

- 給食については、自園調理は原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、連携施設等(主に保育所を想定)からの搬入を認めることとしている。
- 給食の搬入を行わない場合であっても、栄養士による献立作成(必要な栄養価の計算等を含む)、アレルギー児などの個別対応に係る支援を受けることが望ましい。

〔嘱託医について〕

- 嘱託医については、小規模保育事業が自ら確保し、委嘱する場合は、特段、連携施設における対応は不要と考えられる。
- 一方、連携施設の嘱託医に対して、小規模保育事業が連携施設を介して委嘱する場合、合同の健康診断を行うことなどが考えられる。

<保育内容の支援について>

	連携内容(例)
給食に関する支援	<p><u>I 小規模保育の給食が連携施設からの搬入の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等) <p>※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要</p> <p><u>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。必要に応じて、献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。 ・ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。
嘱託医(健康診断)	<p><u>I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には対応不要。 <p><u>II 連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、連携施設と小規模保育の合同で健康診断を行う。
園庭開放	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。</p> <p>※小規模保育事業における屋外遊戯場があまり広くない場合、定期的な利用(例えば月数回、週1回など)に対応し、2歳児の運動遊びなどを通じた健康増進を支援</p>
合同保育	<p>小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。</p> <p>※特に集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会の確保。この集団保育が、3歳児からの円滑な集団保育にもつながる。</p> <p>※このほか、発達障害など発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談が可能。</p>
後方支援	<p>小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※そのほか、小規模保育の保育従事者が研修を受講するために必要な代替職員についても同様。</p>
行事への参加	<p>小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。</p> <p>※行事規模が大きい方が参加する子どもにとっても望ましいのではないかな。</p>

②卒園後の受け皿について ※一覧は次ページ

- 小規模保育事業は、受入対象児童が0～2歳であることから、保護者からみると3歳以降に通う施設を探す必要がある。
- 特に0～2歳の時点で就労し、保育を利用している保護者が、3歳の時点で何らかの施設を利用する必要性は高いことが想定され、また、一般的な子どもの居場所の割合にかんがみると、3歳以降は認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者が多くを占めている。
- そのため、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿があることが、「再度、受け入れ先を探さずに済む」という保護者の安心、ひいては事業の安定性を確保していくのに重要である。
- その際、連携施設における受け皿確保に当たっては、保護者の安心感、卒園後の利用希望に基づく選択可能性を踏まえ、例えば、連携施設において移行実績等を踏まえた受入定員枠を目安として設けた上で、より実効性を持たせるよう、小規模保育事業の利用者の個々の移行希望を把握してから最終的な受入枠を設けるなど、地域の実情に応じたルールを定めることが考えられる。
- 受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。
- また、受入枠を設けている連携施設以外の施設(2号認定の利用定員枠を設けている施設)への入所を希望する場合、利用調整を行う市町村において、調整に当たっての優先度を上げるなど、3歳以降のスムーズな利用に結び付けるための措置を講ずることも考えられる。

【卒園後の受け皿に関する連携施設のイメージ】

① 1対1の場合

- 各事業・施設ごとに受け皿を確保

A 小規模保育 2歳児：8人 → B 保育所 3歳児：20人
(うちAからの受入枠8人※)

C 小規模保育 2歳児：6人 → D 幼稚園 3歳児：35人
(うちCからの受入枠6人※)

※最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

② 1対複数の場合

- 複数の施設で受け皿を確保

A 小規模保育 2歳児：10人 → B 保育所 3歳児：15人
(うちAからの受入枠5人※)
C 認定こども園 3歳児：50人
(うちAからの受入枠5人※)

※最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

③ 複数対複数の場合

- 複数の事業の2歳児を複数施設全体で確保

A 小規模保育 2歳児：8人 → D 保育所 3歳児：30人
B 小規模保育 2歳児：10人 → E 認定こども園 3歳児：50人
C 小規模保育 2歳児：6人 → F 保育所 3歳児：20人

D、E、F合わせて24名分の受け皿を確保
※教育・保育提供区域の単位の中で、複数対複数の連携施設とすることも考えられる。

<卒園後の受け皿について>

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。 <li style="padding-left: 20px;">※2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。 <li style="padding-left: 20px;">※当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。 <li style="padding-left: 20px;">※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。 <li style="padding-left: 20px;">※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先

【3. 事業所内保育事業】

【事業所内保育事業における連携施設について】

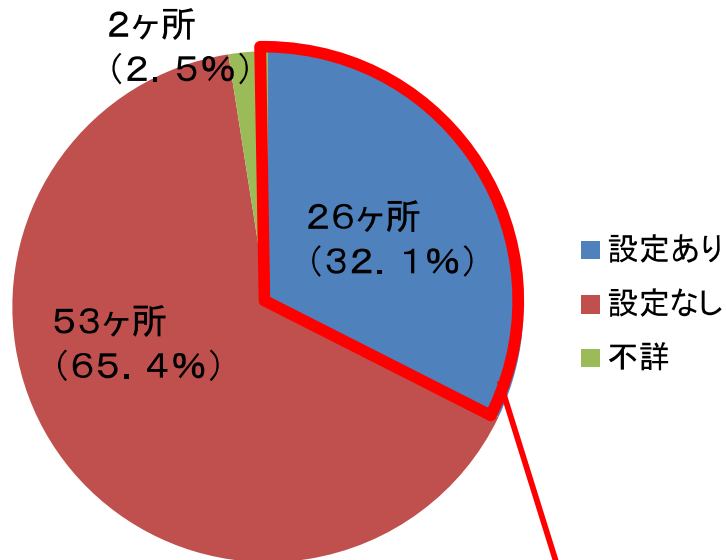
- ◆ 小規模保育事業と同様に、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受けることが想定される「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか。
- ◆ 頻繁に入れ替わることが想定される従業員及びその子どもについて、そのたびに、従業員の居住地市町村において連携施設を確保することが可能か。

【対応方針】

- 保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求めることを基本とする。
- 地域枠に関しては、卒園後も、当該市町村において、認定の変更を受けるほか、教育・保育の提供を受ける可能性が高いことから、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする。また、従業員の子どもについては、当該子どもは頻繁に入れ替わることが想定され、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求めないこととする。
- その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けることとする。

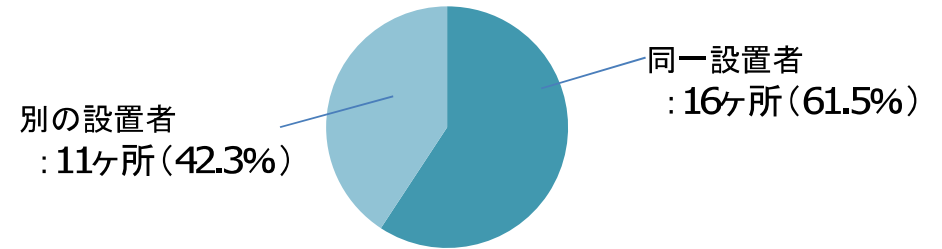
【参考・事業所内保育施設の連携保育所の設定状況等】

[事業所内保育施設の連携保育所の設定状況]

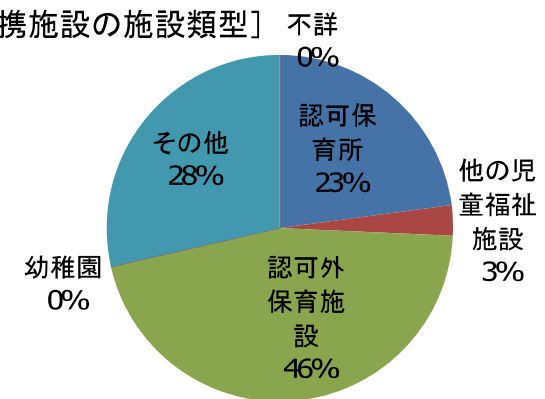


連携施設の設定ありの施設は約32%

[連携施設の属性]



[連携施設の施設類型]



【4. 居宅訪問型保育事業】

〔居宅訪問型保育事業における連携施設について〕

- ◆ 小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。
- ◆ 保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して、居宅訪問型保育事業の位置付け(後述)と併せて検討することが必要ではないか。

【対応方針】

- 相手方の居宅において保育を行う特性上、保育を行う場所が一致しないため、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保の両面を考慮しても、連携施設の設定を一律に求めることは困難と考えられるため、一律には求めないこととする。
- その上で、例えば、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。
 - 例) 児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関
- その際、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとし、また、連携施設の設定が困難であるなどの場合、小規模保育事業と同様に、事業者からの求めに応じて、市町村が連携先との調整を行うこととする。

<対応方針概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
連携 施設	連携施設の設定が 必要※1、2	連携施設の設定が必 要※1、2	連携施設の設定が必 要※1、2	連携施設の設定が必 要※1、2	連携施設の設定が必要※ 1、2	連携施設の設定は 一律には求めない※3
嘱託 医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	—

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)

※2 離島、へき地においては、設定を求めないことができる(特例措置)

※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

※4 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能